

和歌山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成29年規則第11号）

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省、国土交通省令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（立入調査等）

第2条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第4項の証明書は、別記様式第2号によるものとする。

（助言）

第3条 法第14条第1項の助言（以下「助言」という。）は、口頭により行うものとする。

（指導）

第4条 法第14条第1項の指導は、指導書（別記様式第3号）により行うものとする。

（勧告）

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第4号）により行うものとする。

（命令）

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

（命令に係る事前の通知）

第7条 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（別記様式第6号）とする。

2 前項の通知書の交付を受け、意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書（別記様式第7号）により意見書及び自己に有利な証拠を市長に提出するものとする。ただし、同条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（別記様式第8号）により請求する場合は、この限りでない。

3 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

（行政代執行）

第8条 市長は、行政代執行（法第14条第9項の規定によりその定めるところに従うこととされた行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることをいう。以下同じ。）をしようとする場合における同法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（別記様式第10号）により行うものとする。

2 行政代執行をしようとする場合における行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、別記様式第11号によるものとする。

3 行政代執行をしようとする場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（別記様式第12号）とする。

（標識）

第9条 法第14条第11項の標識は、別記様式第13号によるものとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

様

和歌山市長



立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第3条の規定により、空家等（法第2条第1項の空家等をいう。以下同じ。）の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。

あなたが所有し、又は管理する次の空家等については、法第2条第2項の特定空家等に該当するおそれがあるため、法第9条第2項の規定により当該空家等に立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知します。

つきましては、所有者等の立ち会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に次の連絡先までご連絡ください。

なお、空家等の所有者又は状態が次の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合も、次の連絡先までご連絡ください。

1 空家等の所在地	和歌山市
2 立入調査の理由	
3 立入調査の予定日	
4 立入調査に係る連絡先	(所属) (電話番号)

注意事項 この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定により200,000円以下の過料に処せられることがあります。

別記様式第2号（第2条関係）

（表面）

写 真	立入調査員証	第 号 所 属 職 名 氏 名
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
交付年月日		年 月 日
和歌山市長		印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様

和歌山市長



指導書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められるため、必要な措置をとるよう法第14条第1項の規定により指導します。

また、本通知により指導したにもかかわらず、市長が当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第14条第2項の規定により勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合は、特定空家等の敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該勧告により当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

履行期限までに措置を行った場合は、次の指導に係る連絡先までご連絡ください。

1 対象となる特定空家等	(所在地) (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 特定空家等の状態	
4 指導に係る措置の内容	
5 履行期限	年 月 日
6 指導に係る連絡先	(所属) (電話番号)

様

和歌山市長



勧告書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められるため、法第14条第1項の規定により 年 月 日付け 第 号の指導書により必要な措置をとるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、次のとおり必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定により勧告します。

1 対象となる特定空家等	(所在地) (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 履行期限	年 月 日
6 勧告に係る連絡先	(所属) (電話番号)

注意事項

- 上記5の期限までに上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告をすること。
- 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記3に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定により当該措置をとることを命ずることがあります。
- 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、以後最初の賦課期日以降の課税において当該特例の対象から除外されることとなります。

（表面）

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



命令書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められるため、
年 月 日付け 第 号により、法第14条第3項の規定による命令を行う旨通知しましたが、必要な措置がなされていませんでした。

ついては、次のとおり措置をとることを命令します。

1 対象となる特定空家等	(所在地) (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る措置の内容	
4 命令に至った事由	
5 履行期限	年 月 日
6 命令に係る連絡先	(所属) (電話番号)

注意事項

- 1 上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定により500,000円以下の過料に処せられることがあります。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(裏面)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます。

様

和歌山市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められるため、
年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定により次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので法第14条第4項の規定により通知します。

なお、あなたは、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により本通知の交付を受けた日から5日以内に、和歌山市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書により請求することができる旨、申し添えます。

1 対象となる特定空家等	(所在地) (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 命じようとするに至った事由	
5 意見書の提出期限	年 月 日
6 意見書及び命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出先	

注意事項 上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告をすること。

別記様式第7号（第7条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

提出者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、次のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

1 対象となる特定空家等	(所在地) (用 途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見	
4 自己に有利な証拠の提出の有無	有 ・ 無

注意事項

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠を提出する場合は、添付してください。

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

提出者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、次のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

1 対象となる特定空家等	(所在地) (用 途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所、連絡先及び所有者等との関係	(氏名) (住所) (連絡先) (所有者等との関係)

注意事項 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

様

和歌山市長



命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、年 月 日付けで命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第6項の規定により次のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、法第14条第7項の規定によりその旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

1 対象となる特定空家等	(所在地) (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 聴取の期日及び場所	

（表面）

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有し、又は管理する次の特定空家等に対する措置をとるよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定により次の特定空家等の措置を執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。

1 対象となる特定空家等	(所在地) (用途) (構造) (規模)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る措置の内容	
4 命ずるに至った事由	
5 履行期限	年 月 日
6 戒告に係る連絡先	(所属) (連絡先)

(裏面)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます。

(表面)

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号により、あなたが所有し、又は管理する次の特定空家等に対し 年 月 日までに措置をとるよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 1 2 7 号）第 1 4 条第 9 項の規定により次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定によりあなたから徴収します。

1 対象となる特定空家等	(所在地) (用 途) (構 造) (規 模)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 代執行に係る措置の内容	
4 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで
5 執行責任者の氏名	
6 代執行に要する費用の概算見積額	約 円

(裏面)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます。

（表面）

第 号
執行責任者証
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証する。
年 月 日
和歌山市長
印
1 代執行をなすべき事項
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の特定空家等に対する措置
2 代執行をなすべき時期

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第14条（以上略）
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～15（略）
行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

別記様式第13号（第9条関係）

標識

次の特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法第127号）第14条第3項の規定により措置をとることを、
年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

1 対象となる特定空家等	(所在地) (用途)
2 命令に係る措置の内容	
3 命ずるに至った事由	
4 履行期限	年 月 日
5 命令に係る連絡先	